

室町・戦国期における在地法の一形態

——人返法の検討を中心として——

藤 木 久 志

一、はじめに

小稿の目的は、筆者の旧稿『戦国法形成過程の一考察』（歴史学研究）三三三、昭四二）と同一の関心にしたがつて、ひきつづき人返法と在地法の連関を追究し、戦国大名制下の在地法の構造的な位置づけを明らかにするための、事例の検出を行なうことにある。いま、先の粗末な習作をあえて引きつごとすれば、あらたな作業は、どうしてもそこに含まれる余りにも多い欠陥を補うことに終始せざるをえないが、法史への素養の乏しさから犯した数かずの誤謬をみずから正すことは容易ではないため、さしあたり、小稿の起点として、旧稿の問題点をつぎのように要約しておきたいと思う。

その一は、在地領主間協約の事例検出に急なあまり、その中核として重視した人返法それじたいの内容的究明やその展開への時間的な配慮、さらに鎌倉幕府法・守護系大名法における人返法との関連についての検討をまったく欠いたことである。以下第二・三章において、これらの諸点について、できるかぎり具体的な補足を試みる予定である。その二は、「近所之義」を在地法として検出した拙稿にたいし、それは「郡検断職」ないし部分的公権とみるべきでは

ないかとの疑問 井上鏡夫氏「史学雑誌」七七一五）が提示されていることである。この点は、戦国期における在地領主的裁判権の存在を追究された勝俣鎮夫氏『相良氏法度についての一考察』の核心をなす「所衆談合」に対し、衆中・老者の独自性だけを見て、かれらの相良氏門葉化の側面を捨象してはいないかとの批判（中世史料講読の会「会報」三七、熊本市）が寄せられていることもかかわる。これら諸批判は、戦国期に在地法を構想することへの根本的な疑念に発するものと推察され、在地法への視座がいまだ定着したとはいえない現在、むしろ当然の疑問というべきであろうが、いまこれらに対し細々の論議におよぶより前に、より多くの事例を検出することが先決であろう。小稿が未熟な内容を不備のままでも報告しようとするのも、一にこのことに係っている。素材の提出のために、煩雑な挙例をあえてすることをお見逃がしただければ幸いである。

なお、小稿は素材のほとんどを九州地域に限定した。その意図の一は、肥後相良氏についての勝俣氏の所論を撰取するための素地をつくることにあり、ついで、素材を主として東国にとった先の拙稿の地域的偏りを補正することにある。前稿とあわせて、厳しいご叱正をお願いしたいと思う。

二、「百姓」去留の自由と「下人」緊縛の法

旧稿にひきつづき、人返法を核心とする在地領主間協約の展開を、戦国法形成の基軸にすえて、追究しようとする作業の起点に、まず南北朝末期に成立せるつぎのような一連の在地領主層の一揆契状をおき、検討を加えることとしたい。

〔史料A〕 永徳四（一三八七）

下松浦住人等一揆契諾状（全七カ条、青方文書一〇六）

一 揆契諾条々事

〔第四条〕

一、令抑留地頭得分負物、或無故令逃散土民百姓等事、相互不可扶持置領内云々

〔第六条〕

一、各下人等捨主人令居住他村事、随聞及而於扶持領主致訴訟之時者、任定法直可被渡主人方、若有異儀者、為

一 揆中之沙汰糺明理非、可被出之否云々

〔史料B〕 嘉慶二（一三八八）

下松浦住人等一揆契諾狀（全五カ条、青方文書一一〇）

〔松カ〕

□浦一族一揆契諾条々事

〔第五条〕

一、就百姓逃散、相互可扶持之否事、所詮為本地頭無不忠之儀、負物年貢以下無怠勘者可扶持之、若負物年貢等無弁済者、不可令扶持之云々焉、一揆中相伝下人之事、若隱居彼衆中之領内之時、主人致訴訟者、或依支証或

被相尋近所人々、而為下人条分明者、任傍例可被渡主人方云々矣

〔史料C〕 明德三（一三九二）

下松浦住人等一揆契諾狀（全五カ条、青方文書一一五）

一 揆契諾条々

〔第四条〕

一、百姓逃散之事、自領主於有訴訟物者、不論是非、領主并可被返付也矣

以上、「百姓」「下人」逃亡問題が一揆契諾という形をとった在地領主間協約の重要課題となつてゐること、三史料

は、同一地域領主層による同年代における同主題にかんする一連の契状として、一括検討に耐えるものであることをあらかじめ確認し、以下、内容の分析を試る。⁽¹⁾

まず注意すべきは「百姓」「下人」条項の截然たる区別についてであり、拙稿『戦国法』の欠陥ともふかくかわる。すなわちAでは、「令逃散土民百姓等事」と「各下人等捨主人令居住他村事」とがそれぞれ別の条文に係けて規定され、Bでは「就百姓逃散、相互可扶持之否事」と「一揆中相伝下人之事」とが一条に、まさに農民緊縛規定として一括しうる本質のゆえに、まとめられているが、この事書も示すごとく、別項としてまったく異なった扱いをうける。Cは「百姓逃散之事」条のみで「下人」条項を欠くが、それは末尾文言(引用省略)に明記されるとおり、「右雖子細多、先日契諾状ニ条々被書載之間、多分令省略者也」の結果であり、とくに「下人」規定のもつ「定法(傍例)性(後述)がその背景をなすものと考えられる。

以上のごとき明らかな条項の分離が「百姓」「下人」規定の内容上の差違を意味し、それが両者の身分制的な差別にもとづくものであろうことは、容易に推察されるところである。人返法を取りあげながら、この点への配慮を欠いた『戦国法』の不備は明白である。すなわち、旧稿の挙例のうち、熊谷宗直置文(応永十二)では「重代相伝家人」と「重代相伝下人」とを別条に係けるが「百姓」規定は示さず、山吉景盛書状(天永頃)も「或人下人、或者罪人等」とのみで「百姓」を含まず、いっぽう佐竹義舜起請文(永正七)には「江戸譜代之者至名代土民百姓迄」とあり、毛利家中連署起請文(享祿五)では、「各召仕候者」と「忸被官、小中間、下人ニ至而」とを異条に係けて明らかに区別している。とすれば、「百姓」「下人」の区別は人返法の基本的性格ともいえるべく、人返法諸例の検討にあたって、「百姓」「下人」規定の峻別とそのもとの内容的差異に着目し、さらに「百姓」規定の有無とその意味を追究する視点がどうしても必要であるといわねばならぬ。

この視点に即して、ただちに想起さるべきは、鎌倉幕府法(『中世法制史料集』第一卷所収、以下、幕府法と略記)における人返法関係諸条規であらう⁽²⁾。

それらのうち史料D(註記2参照)は鎌倉幕府が「奴婢雑人」と「百姓」とを峻別し、しかも密接な連関性をもって統一的に農民支配の基本政策を明示した身分制法として、これに対応する追加法たるE・Fとあわせて把握さるべきものである⁽³⁾。本章の課題の第一はこれら幕府法(D・F)と先の一揆契状(A・C)との対比であるが、一見して両者の形式・内容のいちじるしい類似性が察知されよう。以下その要点を「百姓」「下人」別に追究する。

まず「百姓」にかんする人返法からみれば、幕府法では、「百姓逃散」につき、「百姓」に「年貢所当之未済」(「負物」のないかぎり、「百姓」の「妻子資財」「所従」を抑留し、さらに「其身」を召取って「如相伝令進限」ことを厳禁する施策)を称して、「百姓」の「妻子資財」「所従」を抑留し、さらに「其身」を召取って「如相伝令進限」ことを厳禁する施策が一貫している。すなわち、幕府法でみるかぎり、中世前期の武家法に「百姓」緊縛法は原理的に存在しない。「百姓逃散」への対策は「年貢所当之未済」「負物」のみを原因——じつはこれこそが「百姓逃散」の基因をなすものであらうが——として、その原因除去(負物弁済)を限度として認められるに止まり⁽⁴⁾、この法慣習のもとで領主による農民緊縛を支持する根拠をなしたのはじつに「相伝」(F)の論理——「百姓」規定と対をなす「奴婢」規定はこれとふかく異なる——であったが、「奴婢相論事」条(F)の示すごとく、「百姓」去留の自由は「付田地召仕百姓子息所従等」を包括するものであり、「縦雖歷年序、宜任彼輩之意」と、「相伝」の論理そのものに対しても厳しい制肘が加えられているのである。この特質を、いま仮りに、幕府法における「百姓」の去留自由の原則というふう⁽⁵⁾に総括しておく。然して、南北朝末期に成立せる一連の契状(A・C)における「百姓」人返法の検討は、この原則の推移如何を基本的指標として行なわれなければならぬ。この問題と直截にかかわるのは、B条第一項「就百姓逃散、相互可扶持之否事」の論

定内容であり、その

所詮、(イ)為本地頭無不忠之儀、負物年貢以下無怠勤者、可扶持之、(ロ)若負物年貢等無弁済者、不可令扶持之

という結論が、まったく幕府法の「年貢未済」「負物」規制そのままを踏襲し、(イ)(ロ)で表裏から「百姓」去留自由の原則を確認したものであることは、A第四条の規定およびCの「不論是非」という断定的文言からも推察されるところである。幕府法とこの契状との人返法にかんする直接的な継受関係の有無については、なお即断は避けなければならぬ。⁽⁶⁾しかし、幕府法にほぼ鎌倉期をつうじて認められた、武家法における「百姓」の去留自由の原則は、南北朝末期の肥前松浦地方の、幕府法より低次の在地領主層の法にも貫かれている、と判断することは許されてよいであろう。

つぎに「下人」人返法をみよ。幕府法(D~E)では「奴婢」取得年紀つまり「奴婢」人返請求時効として「無沙汰過十箇年」を規定し、この時効の発効後は「不論理非、不及改沙汰」と、「奴婢」取得に保護を加える。いっぽう、年紀内における「沙汰」⇨人返請求権については、式目(D)からは、その反対解釈の可能性つまり年紀内の請求権保障のことを推測するに止るが、追加法(E)では、とくに「奴婢」の「逃籠」時点における人返手続をも具体的に規定し、「道理」ある訴申つまり「奴婢」本主(親)からの人返請求⇨沙汰(D)に対しては、「拘惜」を禁じ、「過怠」を設けるなど、「奴婢」本主(親)への全面的な「奴婢」人返・緊縛権を明確に保障している。ここに幕府法における「百姓」「下人」人返法のあまりにも対照的な相違、「百姓」「下人」間の隔絶した身分制的差別の実情がうかがわれ、両規定の峻別の意味が明らかとなる。人返法の展開を追究するにさいし、このことは銘記されなければならぬ。

では契状の「下人」規定はどうか。Aの対象とする「各下人」とは「一揆中相伝下人」(B)を指し、かれらの「捨主人令居住他村」(A)つまり「隠居彼衆中之領内」(B)という事態にさいし、領主(A)⇨主人(B)(E)の訴訟(A・B)(E)つまり人返請求のあるばあいは、その「下人分明」(B)⇨道理(E)が立証されるならば、定法(A)⇨傍

例(B)に任せて主人方へ渡すべしとし、「下人」の全面的緊縛・人返権を確認しあっている。この論定の内容および右の対比の示すごとく、総じて幕府法との類似性は濃厚であり、これが幕府法の関係箇条をもって「定法」「傍例」としているものであろうことは「百姓」規定にもまして明瞭である。しかも「百姓逃散」については「相互可扶持之否事」と論議が岐れ、「下人」規定にのみは「任定法」「任傍例」の依拠文言の明記されている事実に留意するなら、この文言を単に幕府法に比定するのみでは十分ではなく、南北朝末期にいたって「百姓」居留自由の原則そのものに動揺が生じているに対し、「下人」緊縛の原則はいわば不動の定法として受容れられるところであったと、推察すべきではないか。はじめに「下人」規定の「定法」性とのべたのはこのことであり、Cが「百姓」のみを取りあげ、「下人」規定を「省略」したのもまさにこのことと関わっていると考える。

さて、契状(AとC)の人返法が幕府法を根拠とし、その条規をほぼそのまま継受することによって成立している事情を察知しえた。では、南北朝末期に成立せるこの在地領主層の法は、まったく幕府法そのものであり、在地法としての特質を有しないのであろうか。もし仮りに幕府法そのものとしても、それがこの内乱末期の段階で、三〇名から四〇名を超える多数の在地領主層によって、一揆契諾として主体的に受容され確認しあわれたことの積極的意義はどうか。問題は契状における人返法成立の契機に関わるが、何よりも在地小領主層間の諸矛盾の調整と再結集および農民支配の強化が、この幕府法を根拠とするかたちで、計られている事実注目すべきであろう。以下、この観点から、人返法の成立の仕方に検討を加える。

たとえば「百姓」規定が「就百姓逃散、相互可扶持之否事」(B)を主題とし、論定内容に「相互不可扶持置領内」(A)といい、あくまでも「相互」の問題にのみ関心をおき、「下人」規定もまた「下人」逃亡を論じながら、けっして「各下人等捨主人令居住他村事」(A)一般ではなく、まさに「一揆中相伝下人」が「隠居彼衆中之領内」(B)ことを

めぐって問題を提起している事実をみよ。人返法をめぐるとの契約のさしせまった課題は、一揆衆中内部つまり領主相互間の調整にあると知られよう。そのことは「下人」人返の請求訴訟における本主人（道理）立証の方法として「或依支証、或被相尋近所人々」（B）ことを定め、「異儀」あるときは「為一揆中之沙汰、理非糾明」（A）を行なうべしとの契約を成立させている点からも確かめられる。事態はつぎのように把握されよう。あらわれた文言に則して要約すれば、

逃散——隠置・扶持——訴訟——異儀・拘借——領主（衆中）紛争——人返契約

のように進行するこの事態から、基本的に確認さるべきは、「百姓」から「下人」をも包みこんだ農民諸階層の深刻な逃亡が領主支配の基礎を脅かし、さらに（逃亡農民の抱えこみが利益となる領主経営の段階にあって）逃亡先領主と本領主との間の対立をも惹起するという形で、在地領主層の内部にいわば二重に矛盾を激化させるものとなっていること、にもかかわらず、これへの領主層の対応は、人返紛争の回避・調停を主要な関心とし、その拠りどころを幕府法に求めることによって領主間の契約を成立させたとどまり、なお対立紛争の根源をなす農民層の逃亡そのものへの直接的な禁圧立法を示すにいたってはいないこと、以上である。⁽⁶⁾

とはいえ、やはり人返法が一揆契約として確認され受容されているという事実の、農民層逃亡阻止強化策としての意義を軽視することはできぬ。ことに幕府法がほんらい当事者追行主義に貫かれ、公布されることない謂わば消極的規範として存在したといえるなら、それが南北朝末期の一地方の在地領主層によって、あらためてみずからの在地の法として主体的に契約され、協約のなかに独自の位置を与えられたことの意義は大きく、一般的な幕府法の発動による在地領主層の拘束とは峻別さるべき事態として、いま仮りに法の深化というふうにとらえておくこととしよう。室町幕府法が「百姓」「下人」人返法をまったく具備しないという重要な事実との関連のなかでこそ、この事実の評価が

定められるべきものと考えるが、過大な推測はさけ、いちおうの指摘だけにとどめる。また、「百姓」規定を内容的にみても、すでに述べたとおり、「百姓」の去留自由への制約として「負物」条項を掲げる幕府法をそのまま承けてはいるが、さらに契状では、この「負物」条項のほかに、

(A) 令抑留地頭得分負物、或無故、

(B) 為本地頭無不忠之儀、負物年貢以下無怠勤

と、「無故」「不忠之儀」など、領主の恣意的な拡張解釈の余地をのこすような文言を新らたに付加している点が、幕府法と異なる。「百姓」去留自由の原則への厳しい掣肘として注目されるのである。

さいごに、これらの点を、ほぼ同年代の「百姓」人返令でありながら、守護の発令による国法であるという意味で対照的な、大内氏掟書の第一条について対比しておこう。

〔史料G〕 永享十一（一四三九）

百逃散事（千手越前守宛）

一、百姓逃散御定法事

（筑前国粕屋郡）
植木庄寺社本所領并諸給分本領等百姓、或拘持土貢、或欲企嗷訴、逃散他所之条、不可不誠、所詮、有所望之

輩者、搦捕狼藉人、可渡之、御定法之上者、聊不可有恡惜之儀也、仍執達如件

これが守護系の大名法として、おそらくはより直接的に幕府法を根拠とし、その管内（守護大内持世は筑前国守護職を兼帯）の在地領主層を拘束すべき守護家の「御定法」として強制されているのであり、在地領主相互の協約のなかで定立された法とまったく異次元に属するものとして、ここにかつての幕府法に準拠せる守護の法・在地領主層の法という、位置づけとしてはいわば上層・下層二種の法の存在を認め、その相互関係を具体的に追究することが、こ

んこの課題とさるべきであろう。また「百姓」規制の文言として、「或拘持士貢、或欲企嗽訴」としているのは、先にみた「無故」「不忠之儀」と通ずるものがあり、これらをあわせ考えるならば、人返に関する幕府法は守護法・在地領主法の根柢をなしながら、その根本をなした「百姓」去留自由の原則は、大きく制約される方向を示しているといふべく、ひとまず、南北朝室町前期をもって、「百姓」の去留自由の原則の変質への画期とみなすことができるのではないか。もとよりこの寥々たる事例をもって、断定的にいうことはとうてい不可能であり、いまはいちおうの仮説にとどめて、こんごの作業に備えたいと思う。

以上、室町前期人返法の分析について要点のみを摘記すれば、外的な特徴としては、「百姓」「下人」規定の峻別と幕府法準拠、さらに上層における守護法の存在とまったく在地的な在地領主間協約による法の深化、内的特徴としては「下人」規定における「定法」性の強調および「百姓」去留自由の原則的踏襲とそれへの制約強化等の諸点とならう。総じては、旧稿にひきつづいて、人返法が在地領主間協約の中核をなす点を再確認するとともに、新たに、「百姓」去留自由の原則への制約強化つまり「百姓」緊縛問題への領主的対応がいかにして推しすすめられて行くかを中心として、在地領主連合の展開のあり方を追究することを次の課題とすべきことを指摘したい。

註

(1) Aは松浦山代文書七〇（九州史料叢書、松浦党諸家文書所収）にも伝存。各条の若干の用語のほか、連署者数——Aが三四名（うち署判一八名）に対し、これは四六名（うち署判一九名）——に異同がある。契諾の趣旨は同じ。

これら契諾に関して長沼賢海氏『松浦党の研究』はじめ、豊かな研究があり、小稿もこれらを出発点とするが、行論上、関説を省略した。とくに瀬野精一郎氏『松浦党の一揆契諾について——未組織軍事力の組織化工作——』（『九州史学』10）

網野善彦氏『青方氏と下松浦一揆』(『歴史学研究』二五四)を(一)参照頂きたい。

(2)〔史料D〕貞永元(一二三三) 御成敗式目(全五一カ条)

〔第四一条〕
一、奴婢雜人事

右、任・大將家之例、無其沙汰過十箇年者、不論理非、不及改沙汰、次奴婢所生男女事、如法意者、雖有子細任同御時之

例、男者付父、女者可付母也

〔第四二条〕
一、百姓逃散時、称逃毀令損亡事

右、諸国住民逃脫之時、其領主等称逃毀抑留妻子奪取資財、所行之企甚背仁政、若被召決之處、有年貢所當之未済者可致

其償、不然者早可被糺返損物、但於去留者宜任民意也

〔史料E〕仁治三(一二四二) 新御成敗狀(全二八カ条、追加法一七二、一九九)

〔第一八一条〕
一、奴婢雜人事

右、任御式目、男者付父、女者可付母、兼又無沙汰而過十ヶ年者、不謂理非、不可有其沙汰矣、次違背主人、離別父母、

令逃籠之日、其主其親触訴申之旨、為道理之處、猶令拘措仁者、糺返之上、別可有過怠矣、

〔第一八二条〕
一、百姓逃散時事

右、或抑留資財、或召取其身之条、頗無謂乎、自・至于去留者、可任土民之意、但有年貢所當之未済者、可令致其沙汰矣

〔史料F〕建長五(一二五三) 諾国郡郷庄園地領代、且令存知、且可致沙汰条々(全一三カ条、追加法二八二、二九九)

〔第二八九条〕
一、土民去留事

右、宜任民意之由、被載式目畢、而或称逃毀抑留妻子資財、或身有負累、以強縁沙汰取其身之後、如相伝令進退之由有其

聞、事實者甚以無道也、若有負物者、遂結解、無所遁者、任員數致其弁、不可成其身以下妻子所從等煩焉

（第二九一条）
一、奴婢相論事

右、無其沙汰過十ヶ年者、不論理非、不及沙汰之由、被載式目畢、而所領知行之間、召仕百姓子息所従等之後、稱過十ヶ年、永令進退服仕、或令移他所之時、号所従相懸煩々、事実者無其謂、付田地召仕百姓子息所従等事、縱雖歷年序、宣任彼輩之意

(3) なお、「奴婢雑人」、「百姓」の兩条をあわせて農民規定とみる上で、「雑人」を「待」の下に位する、一般庶民階級（幕府身分制上の一階級）の指称とし、凡下・甲乙人の語と同意義とされる、佐藤進一氏『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（三九頁）の見解が障害となるが、小稿ではひとまず以上のように把えておく。氏の規定が「雑人訴訟」条のみでなく、いくつかある「奴婢雑人」条にも妥当するかどうか。

(4) 「未済」「負物」に対する積極的対応としては、史料Fとの連関のもとで、「取流土民身代事」条（追加法二八七）に「右対捍有限所当公事之時、為令致其弁、令取身代之条定法也（下略）」の規定がある。なお、牧英正氏『日本法史 人身売買の研究』（二四頁以下）参照。

(5) 史料A・Bの第三条「夜討強盜山賊海賊」等の条をCでは「大犯三ヶ条之事」（第五条と総称するの、幕府法（たとえば式目第三条や追加二八二、七〇五条など）との親近性を示唆する。

(6) この事情は旧稿であげた安芸国のばあいも同様。安芸国諸城主三十三名連署契状（応永十一、毛利家文書二四）における。於此衆中、相論子細出来者、共令談合、就理非、可有合力事の条が、松浦の契諾状における、

若有異儀者、為一揆中之沙汰、令糺明理、非可被出之否

と酷似することをみても、この安芸国衆一揆の形成がその内部に「家人」「下人」等の「領中退散」とその「返沙汰」をめぐる領主間紛争の激化をはらみ、領主間の調整を課題としていることが推察される。旧稿ではこれら人返法をめぐる領

主間協約の性格について、農民彈圧を根本的契機とせる領主連合と捉えた。この理解自体は変更する必要はまったくない。ただ、それは農民逃亡の激化がただちに、その対極に領主連合を形成せしめるといった直線的に進行する事態ではけつしてなく、領主層はあくまでもかれら領主相互間の紛争回避を当面の課題として人返協定を結ぶのであり、しかも松浦の契状（A）が冒頭に

一、於公私成一味同心之思、可致忠節、或一人自公方失面目、或就公私雖恨成、於一揆中加談合、依衆儀可相計之、以一人儀不可亂於事矣

を掲げ、（B）の第一條も「於公方御大事者、安芸の契状もまたまったく同様に、（抄出）

一、無故至被召本領者、一同可歎申事

一、京都様御事者、此人数相共可仰上意申事

と明記することく、領主層を契状に結集させる第一の緊急課題ないし直接的契機は、さしせまった対外的・軍事的な対応であったとみななければならぬ。如上の複雑な政治的事象の背後からの確に農民動向の意義をひきだし、それに正しい政治的評価を与えていくという点で、旧稿はなお単純な反映論を克服しえていない。なお、契諾の背景については瀬野氏論文（註1）を、安芸の情勢については佐藤和彦氏「国人一揆の研究視角」（『民衆史研究』5）を、参照されたい。

三、人返法の相互性と在地の法

戦国期人返法の検討もまた、「下人」「百姓」とを峻別しつつ進められねばならぬこと、前章に指摘したとおりであるが、本章ではまず、すでに前代において、いわば全面緊縛の「定法」性を確立したかにみえる「下人」規定のあり方を観察し、ついで「百姓」規定を検討することにより、あわせて戦国期在地領主層内部における農民緊縛法の存在形態を考える、という手順にしたがうこととする。

〔史料イ〕（年未詳）八坂公重書状（永弘氏宛、大分県史料六・永弘文書二三七四）

……然者、下人逃散仕候、数年所望候へ共、御難、洪之由候、不謂儀候、任通法之旨、早々至我等、彼等親子事可有御還附候、自然御憐惜、度、佗言不可有餘儀候

この要点は逃亡「下人」の本主側がその人返請求（「所望」）を「任通法之旨」と根拠づけ、相手方の「難洪」「憐惜」を「不謂儀候」と極めつけている点にある。この八坂氏の主張の客観性は、八坂氏の上位者とみられる某氏の一件にかんする書状（後欠、永弘氏宛カ、大分六・永弘文書二三七五）に、傍例をあげて、

社家中之逃散人も、去々年以来者、悉還補候、永弘殿御一人、（親カ）かきり、（親カ）従先視、逃散人、（親カ）不還之御覚（後欠）

と非難していることから認められよう。この「通法之旨」にただひとり對抗する永弘氏側の論拠たる「従先視」が神社（宇佐八幡宮）アジールの殊なる主張であるかどうか、にわかには判定しかねるが、いっぽうの「通法」の主張が、先にみた松浦の契状の「任定法」、熊谷氏置文の「為法」などと通ずることは明白で、さらにうがってみれば、「通法」なる表現に、「下人」緊縛（無条件人返）法のいっそうの広がりや深まりを読みとるべきであろうか。そのことにかかわるものとして、右にも「悉還補」の事実が強調されるが、つぎに人返実現の具体例をあげて、この点を考えてみよう。

註(1)の一件書類ロ・ハから、岐部氏の下女二名の滝貞氏領内への逃散が、ただちに滝貞氏から蔵一氏を通じて本主人の方へ通報され、この「丁寧」な連絡に接した岐部氏は「頼候者」（たのうだもの）たる覚院を介して滝貞氏に答礼と下女請取りの使者を派遣し、やがて岐部氏じしんも「現来鯛一折五喉」を添えて下女請取り礼状を贈ったことが知られる。ここに、「雖未申通候、令啓候」（ハ）という起筆から、滝貞氏（宇佐郡院内村）と岐部氏（東国東郡熊毛村）

との間はこれまではおそらくまったく没交渉であり、かつ地理的にみても約七〇キロ以上の距離があるという事情をいれて考えるならば、この人返成立という事実とこれを「如此之儀者、相互之儀候条、向後者別而可申談候」（口）とする在地領主層の觀念に、まさしく「通法」（イ）というべきものをみてとることができるのである。

旧稿で「或者人下人、或者罪人等、逃候て走入義」等をめぐって「御近所之義候之間、万端可申合、覚悟候」とする山吉景盛書状（上杉二八六）の領主間協約の例をあげたが、右（口）の文言はこれと酷似するのであり、さらに同様な事例は、他にもみられ、またすでに分国法典たる相良氏法度にも明確な形をもってあらわれている。

〔史料木〕 明応二（一四九三） 相良為統法度（第四条、通算第四条）

一、普代之下人之事者、無是非候、領中之者、婦子ニよらず来候するを、相互可被返也、寺家社家可為同前、其領中より地頭ニ来候するを婦子ハ其領主のまゝたるへし、

〔史料へ〕（永正十五・五以前） 相良長每法度（第二条、通算第九条）

一、人の内之者、其主人の在所を退出之時、又別人より扶持すへき事、本主人江案内ありて、領掌なら、相互に許容たるへし

この本は塵芥集（天文五）の「下人走入事」条（一四一条）に近いものがあり、「無是非」、「相互可被返也」と定める、無条件人返とその「相互」性の強調の意味とその性格は、この本条をふくむ相良為統法度全七カ条を統一的にとらえるとき、いっそう具体的に理解される。すなわち、これら立法の背景について第六条で「何事にても候へ、法度之事申出候する時ハ、いかに堅固ニ相互ニ仰定肝要候」といい、第七条でまた「何事にても候へ、其所衆以談合相計可然候」とくりかえしているとうり、一般に「相互之儀」とされ「可申合」ものとされる「下人」人返法は、相良

氏法度においても「相互可被返」と規定されるが、それはじつに「相互＝仰定」められた「法度」であり、「所衆以談合相計」という背景をもつ在地領主層の法の中核として位置づけられているといえる。へに「人の内之者」の逃亡につき他に「扶持」を希うものあらば「本主」に「案内」（連絡）し「領掌」（承諾）なら「相互＝許容」すべしとするのを、ホとくらべれば「下人」緊縛の苛酷さは際立ってくるが、このへの趣旨もまたまさしく「相互之儀」にもとづいていることに変りはない。この相良氏法度をもとに、しばしば引用する享祿五年の毛利家中連署起請文をみれば、「下人」その他の人返につき「互＝無御等閑申談」といい、「本之主人々に相届、依其返事、取捨之両篇可有御覚悟事」という家中三二名の起請の趣旨が、じつにホ・へと酷似する、濃厚な相互協約的な性格を示し、それらがけつして相良氏・毛利氏らいわば大名的専権の発動の結果とはみなしがたいことがあらためて確認される。とすれば、「下人」人返法の無条件緊縛法が戦国期において、在地領主層相互の協約ないし上級権力への結集のなかで、その相互性を確認強化するというコースで、さらに現実的強制力を大きくする方向を示していると、戦国期「下人」人返法のあり方の特徴を総括することができるであろう。

これに対し「百姓」人返法はどうか。まず、すでにあげた人返法諸例のうち「下人」一条項のみで「百姓」規定を欠くものあり、「百姓」条項を具えるはあいも、そこにはなお去留自由の原則が濃くみられるか「下人」にくらべた緊縛性の緩やかさが顕著であることは、以上に述べたところである。いま、管見のかぎりでは戦国期の「百姓」人返法を特徴づけうるほど豊かな事例をあげることにはできず、旧稿に紹介した事例では永正七年佐竹義舜の血判起請文（江戸氏宛）による人返協約三カ条のうちに、

一、人返之事、江戸譜代之者至名代士民百姓迄、可帰之由申付、不用候者、始当所、於義舜直々成敗之地、至于子々孫々不可許容事

とみえるのをもって、天正期後北条氏の「百姓」人返令に代表される、あきらかな統制強化への方向を見出すにとどまった。以下これに若干の事例を付け加えながら、実態の究明につとめよう。

註(3)から、まずト・チの史料的性格をみるに、年代的には若干の隔たりをもつようであるが、トの鹿子木氏は肥後の飽田郡鹿子木荘、チの小海子五町は同じく飽田郡活亀荘（近代ではともに熊本県飽託郡北部村地内）に属し、何れも百姓逃散を問題にするという、地域・内容の同一性の点で、十分に一括検討に耐えるであろう。さて、トの要点は、肥後隈本の藤崎八幡宮に対する社役を忌避した「百姓」の逃亡にさいし、近隣の在地領主であり、当時隈本在城といわれる鹿子木氏を含んで「國中成敗之儀、寄々申」ことが行なわれている点にある。この「國中」の語が肥後後のあい一国を意味せず、おそらくは隈本を中心とする飽田・託磨・山本諸郡など、いわゆる熊飽地区中心のひとつのまとまりをもつ特定地域の呼称（くになか）と考えられることは、『八代日記』『田尻文書』『内田文書』『相良家文書』等によっても窺われるところである。⁴とすれば、「國中成敗之儀、寄々申」とは、「百姓」逃亡問題で国中地域の在地領主間に寄合いをもたれ、当該地域内における逃亡「百姓」の「成敗」の態勢をめぐって協議が成立したことを意味するものとなる。これを前記諸史料に散見する「國中衆」（相良・三四二、田尻・七）、「國中宗徒之者」（田尻・一二）、「國中老若」（相良・三二五）、「各御寄合中……國中衆」（内田・六）などの呼称とあわせ考えるならば、「寄々申」の輪郭がおぼろげながら現れ出し、勝俣鎮夫氏のいわゆる「所衆談合」のごときが、相良氏の八代地域以外にこの国中地域にも存在するかと感じさせるが、まさしくこの推測を裏付け、「國中成敗之儀、寄々申」の実態を窺わせるものが史料上である。そこに「爰元衆領内之事者、年寄中・国之衆・其外御近辺衆、相互堅申談旨候」とあるをみよ。「爰元衆領内」が「國中」地域に重なる以上、「年寄中・国之衆・其外御近辺衆相互堅申談」が「寄々申」に当ることはもはや明白である。この「國中成敗」ないし「所衆談合」に対しては、近隣の強豪大名大友氏権力もいちおうは「万一彼儀於

未断者、可有存分」と威嚇しながらも、「百姓」人返について、「用捨最負」なき「成敗」を期待して委ね、同国内の相良氏権力もまたこれを「国中衆」、「国中老者」と把えてその独自性を認めていることをみれば、この「国中成敗」がおそらくは相良氏の「所業談合」以上に、特定の大名領主権力からはより自由な、そして独自の在地領主裁判権として存在することを推察しうると思われ、しかもそれが「百姓」人返問題とかかわってその明確な姿を現わしてくることをとくに注視しておきたいのである。大名大友氏が直接介入を避けてすべてを委ねたのも、このような「国中成敗」の態勢のもとで、逃散「百姓」の厳しい人返の実現に期待したからに他ならないであろう。

つぎに、これら在地領主層のいわば「相互」法と対置すべき、守護系の大名法としての分国法典のばあいを検討する。まず大内氏掟書第一七二条（永正十八）をみよ。

この条項をふくむ「諸人可存知条々」は一連の科人・逃散人規制をなし、この条項ではとくに「百姓」逃散が主題である。注目すべきは、まず「百姓」の自由被官化禁制が「百姓」の「逃散以下噉々儀」対策との関連をもって追及されている点であろう。「百姓」逃散への権力的対応が、単なる対症療法性を超えた、より根本的な阻止策として強化されつつあることがここに看取される。さらに、これに続く人返条項においても「逃散の百姓等其外」を「所領内に不可拘置」とした拘置禁制をうちだしており、「有所望之輩者」人返令に従うべしとのみ定めた永享段階（第一条）とくらべて、「百姓」対策の強化のほどは歴然たるものがある。また「任、聞及、則、糺返すへし」「時、日、を、う、つ、さ、す、可、渡、付、之」「聊、不可、令、拘、惜」などという、繰返し強調からも制定者側の強圧的な姿勢をよみとることができるであろう。これら「百姓」の自由被官化禁制と拘置禁制とが「百姓」の逃散阻止の立法として表裏一体をなすことは明白であるが、同時に、少なくとも当面は、それは「百姓」を「被官」化しあるいは「拘置」しようとする在地領主層にむけられた強制である以上、そこには在地領主層の「相互」法とついに真向から対立すべき契機がはらまれているといえるべき

ではあるまいか。つぎに塵芥集（天文五年）のばあいを参考としよう。

その法（又）が鎌倉幕府法やそれをうけた室町期人返法諸例に酷似していることは、一見して明らかであり、いわば室町期「百姓」人返法の標準的事例とすることができようであろう。ただ、この去留自由の原則をふまえた緩やかな条項も、ル条とあわせ、伊達氏の「百姓」逃亡対策として統一的に把えらるゝとすれば、評価はそのように単純ではない。「百姓」の事実上の去留自由・逃亡が本在家の放棄、他領出作として進行していることを示唆するこの箇条は、一般に「百姓」がなぜ逃亡先で扶置・拘惜され、なぜに在地領主間の紛争まで惹起するにいたるかを考える有力な手がかりを提示してくれるが、在地領主層の経営にとっては、このような静的に進行する事態のほうが、むしろ「噉訴逃散」等よりも、ある意味ではさらに深刻な影響を与えるものであったに相違ない。「かつてもつてきんせいたるへし」とあるのは、管見のかぎり傍証を得ないが、他領出作というような日常的な農業経営のいとなみのなかで進行する本在家放棄に着眼し、禁止しようとする権力的対応は、「百姓」自由被官化の禁制を逃散との関連で追求した大内氏掟書よりもふかく「百姓」逃散の根源にせまり、去留自由の原則の否定につらなる、注目すべき制法といえる。しかし、以上みたかぎりでは、「下人」緊縛に比すべき「百姓」緊縛法はいまだ認めがたく、大内・伊達の分国法典の人返条項からも、「百姓」去留自由の原則の根本的な否定を結論することはなおできないであろう。

さいごに、天正中末期における人返法について若干の史料による検討を行なう。時すでに畿内統一政権成立の段階であることを念頭におかねばならぬ。

註(7)の(ヨ)(ワ)(カ)は何れも筑後南部（現八女・浮羽郡）の在地領主から同地域（八女）の五条氏宛の起請文であり、ともに人返条項の内容にもつ。時期は秀吉の九州仕置前後という特異な政情下であるが、なおも大名（天友氏）権力も中央（豊臣）権力も介在しない在地で、人返協定をふくむ協調起請が在地領主間に交わされており、(カ)には人

返実現例が示される) ここにもまだ在地における「相互之儀」を本来とする人返法の特質が保たれていることを知る。ただ、それが地域内の特定の領主個人に集中する個別起請文の中で確認しあわれているところに、この人返法の相互性の、さらにいえば近隣国中地域の「国中成敗」や八代地域の「所衆談合」の、在地からの解体へのみちが示されているのではなからうか。おなじころ(天正十七年)、薩・隅・日の守護家たる島津氏にあっては、島津義久条目(島津家文書三一四四二)のなかで、

一、逃散之者堅可申付事

一、科人何方江茂格護有間敷事

と制定し、逃散の全面禁圧政策を明規するが、しかし義久による逃散人寺領遁入禁制つまりアジール打破は天正三年(上井覚兼日記・上、十二・廿条)にみられるところから、家臣間の人返令強化はこれに先行するものとみるべく、上井覚兼が薩摩川辺郡から自領内日向宮崎への「百姓逃散」につき、本主大野忠宗から

「山田百性逃散仕、此方へ居候由被聞及候、此等之儀、御法度之前に候間、無異儀帰候様＝頼被成由」

の使者をうけ、「即帰申候する由返答」している次第(同日記・中、天正十二・八・廿四条)はそのひとつの傍証であり、前掲の義久条目は、豊臣政権下におけるその再確認として、「百姓」逃散の全面禁圧法の確立といふべきものであらう。旧稿では、後北条氏につき、

所々江闕落之者之事、人返者御国法＝候

のごとき人返の「国法」化が、永禄末から天正期を通じて、その領国駿・豆・相・武・上に拡張されることを指摘したが、事態は島津氏のばあいも同然であった。だが、豊臣政権による農民の土地緊縛法が、政権成立時の天正十四年には現われ、「小田原御ぢんの年より以後」「去七月奥州へ御出勢々以後」(「太閤檢地論」Ⅲ参照)つまり統一完成の天

正十八年を画して、全国的におしおよばされるのは周知の通りで、長宗我部氏掟書（文禄五・十一・十五）の第一八条「走者事」条は、もはやこの統一政権の法の規定をうけたものといわなければならぬ。

以上、本草を通じて、「百姓」去留自由の原則のほぼ全面的否定が戦国末期にはほぼ一般化するに至ることを推察しえたが、在地領主間の「相互」性に基く人返法の変質（拡大・上昇）と守護（大名）権力による人返法の強圧化（深化・下降）の動向とが、どこで交わるのか、あるいは交わらないのか、対立するのかもしれないのかという課題は、いぜんとしてその緒さえも発見できないままに残ることになった。他日を期したいと思う。

註

(1) 〔史料ロ〕（年末詳） 覚院書状（滝貞氏宛、大分八一―七・滝貞文書一四）

……仍被官岐部雅楽助下、女式人逃散候、其方へ参候哉、对蔵一与右衛門尉御状之趣、予而申聞候、御丁寧之儀、乍案中恐悦候、如此之儀者、相互之儀候条、向後者別而可申談候、御同意可為本望候、然者彼者へ渡可給候……

〔史料ハ〕（年末詳） 岐部勝忠書状（滝貞氏宛、大分八一―八・滝貞文書一五）

雖未申通候、令啓候、仍去春之時分者、下女逃散候、其方へこそ参り候ける、於蔵一与右衛門尉方預、御内々候、御懇之段、則頼候者へ申聞候、然者拙者人を遣候、女之儀可申請覚悟候之処、余御丁寧、蒙仰候間、自頼候者、為御礼以御使札可申入之由被申、石原右京進被進之候ツ、乍案中女之儀被遣、得御意候、畏入候……

(2) 〔史料ニ〕（年末詳） 戸次鑑連書状（横岳氏宛、佐賀六・横岳家文書一九一）

……被官宮崎下人之儀……嚴重ニ返、得御意候、誠畏存候……如此之類、相互之儀候条、弥可申談事、不可有余儀候……また科人人返のばあいも同様であり、たとえば奈多鎮基書状（田波氏宛、年末詳、大分六、永弘文書二四二〇）には、

……仍古庄右馬助方被官秋吉事、对鎮光緩意深重之条、許容を放候之処、於社領内其方被拘置之由其聞候、然者右馬助方事、

此方寄探申、殊更如此之類者、相互之儀候間、御覚悟不被謂儀候、秋吉事早々可有追放事肝要候

といい、またこの一件で古庄鎮光書状（後出、大分六・永弘文書二四二）が

「彼科人……殊建榮御領内之儀候条、連々如此之儀、相互可申合之趣、令入魂候之条、幸存候」
（田巻）

とのべる所をあわせてみても、「下人」（科人）人返をめぐる「相互之儀」はひろく戦国期在地領主間に「相互」に「申談合」すべきものとして、その原則は深く定着するにいたっていると推察される。

(3) 『史料下』 永正十六、鹿子木親員書状（藤崎八幡宮宛、熊本三・藤崎八幡宮文書二五）

……仍彼百姓社役不相叶候間、罷失候、國中成敗之儀、寄々申候、為後日以一書申候

〔史料子〕（年未詳） 白杵鑑速書状写（小海子駿河守宛、熊本四・田尻文書加四）

志賀鑑隆領内之百姓、非分之以逃散、至小海子五町分隠住之由候、爰元衆領内之事者、年寄中・国之衆、其外御近辺衆、相互堅申談旨候条、不拔足様堅固被加成敗肝要候、万一彼儀於未断者、可有存分之条、雖無申存候、聊無用捨最負、可被懸其節事專一候

(4) 『中世史料講読会報』三八（熊本市）参照。『会報』には地域を断定せず、関連史料だけを慎重に列挙されている。正確な

領域の決定にはなお史料蒐集が必要である。「八代日記」は勝侯鎮夫氏紹介の東大史料編纂所架蔵謄写本、「田尻文書」は熊

本二・四、「内田文書」は熊本二所収、「相良家文書」は大日本古文書による。

(5) 『史料リ』 永正十八、諸人可存知条々（全三カ条のうち第三条）

一、……次諸人領内百姓等、本地頭を闕て、他人の被官として、一字を所望の条、無道第一也、剩逃散以下、嗷々儀出来之時、果而御成敗のため、其煩なきにあらざる者、其百姓といひ、許容の輩（といひ脱カ）、共以可被処重科之、同逃散の百姓等、其外子細ある族、僧俗男女をいはず、諸人所領内に不可拘置也、任聞及則糺返すへし、若不存知へ、就被地頭等左右、時日をうつつさず可渡付之、聊不可令拘惜者也……

(6) 「史料又」

一、ひやくしやう、ちとうのねんくしよたう相つとめす、たりやうへまかりさる事、ぬす人のさいくハたるへし、仍かのひ(第七卷)(百姓) (地頭) (年貢所当) (他領) (罷去)

やくしやうきよようのかたへ、申とつくるのうへ、せういんいたさす候ハ、かくこ候やからとうさいたるへきなり(許容) (届) (承引) (格護) (同罪)

「史料ル」

一、百しやうゆうしよのさいけをしさり、たりやうにして、いてつくりいたす事、かつてもつてきんせむたるへし、此はつ(第八〇卷) (由緒) (在家) (辞去) (他領) (出作) (禁制)
とをそむき、ゆうしよのさいけへかへらすハ、いますむところのちとう、くたんの百しやうとももつて、せいはいを(度) (背) (婦) (住) (地頭) (件) (成敗)
くわふへきなり(加)

(7) 「史料ヲ」 天正十三・霜・十二 問註所統康・同統景起請文(五条統・康同鎮定宛、熊本四・五条文書三三三)

敬白 起請文

一、奉対 (交友親統) 御屋形様、倍不可有疎緩之事

一、貴家悻家世上如何軈=候共、無二可申談之事、付……

一、喧嘩口論出来候共、理非之糺輕重、無二ニ可申合事、付、逃散人等、不謂異儀可返進之事

「史料フ」(天正十五カ) 拾・十四 松尾久宅他三名連署起請文(五条鎮定宛、熊本四・五条文書三三九)

再拜々々敬白起請文之事

一、(二カ条略)

一、如此被申談上ニ、自然論著於有之者、即可被仰聞候、尤可申上事、付、逃散仁、互ニ可被申合事

「史料カ」(天正十五カ) 拾・十四 黒木信泰起請文(五条鎮定宛、熊本四・五条文書三四〇)

再拜々々敬白起請文之事

一、……悻者地下仁、迄茂至御領内ニ被、召置返、可、給、由候、乍案中御憑敷候、御弓箭之方者好々にて候、境目無事ニ可申談候……

一、山統逃散之仁、相互ニ返可給候事、付……

四、「助言」と「方角」

さきの章で重点をおいたのは、農民逃亡のひきおこす在地領主制の諸矛盾——領主経営の不安定化と領主間紛争の激化を克服すべく、人返法をめぐる相互性が、在地領主層の連契動向のなかで、農民緊縛強化の方向へしだいに強化されて行く過程を追究することであつた。このような在地的秩序の動向が戦国期の社会の構造の一特質として、さらに一般化されるためには、人返法のみにかぎらず、より広汎な事例のなかで、それが検証されなければならない。事柄は在地的慣行の問題に属するため、単純な事例の検出とともかならずしも容易ではないが、旧稿で指摘した「近所之義」類似の在地法的諸関係について、なるべく具体的な事例紹介を試ることとする。

まず、在地領主間相論にかんするつぎの事例をみよ。注目すべきは相論解決の手續きである。

〔史料 a〕（年未詳）資高・重利・富栄（何れも姓欠く）連署書状（恵良・森・古後・森四氏宛、大分十三・古後文書一二）

就小田弥十郎方与桑原被申、結題目、先日旨趣令申候処、乍案中以御分別、両方先々無事罷成候条、珍重候、此等之趣、早速雖可申入候、御繁多奉察候間、無音心外候、爰元衆中被申談、至小田弥十郎方令助言候条、可為申儘之由、承候間、旁以太慶候

要は在地領主小田・桑原二氏間の相論（「被申結題目」）の落着の背景をなす「爰元衆中被申談、至小田弥十郎方令助言候条、可為申儘」という事態であり、骨子は、

衆中——申談——助言……申儘……無事

にある。相論当事者の一方たる小田氏およびこの書状宛所の森氏・古後氏・森氏（以上、現玖珠町）・恵良氏（現九重町）

が何れも豊後国玖珠郡内の在地領主層であることをみれば、右にいう「爰元衆中」とは、これら玖珠地域の在地領主群を指し、かれら衆中が傍輩のかかわる相論にさいして「申談」し、これに「助言」を加えて、相論を「両方先々無事」にみちびいた事実を示していると考えられる。旧稿の「近所之義」、前章の「国中成敗」等が直ちに想起されるところである。以下、類例をあげる。おなじく豊後国内の事例である。

〔史料 b〕（永禄九年カ）衆中書状案（足田氏宛、大分六・永弘文書二四一一）

……仍古庄右馬助方・田染少宮司方間、多年被申、結候題目付而、諸成敗之儀、互入組之被申事共候条、鑑基雖難計御気色候、彼衆申談、至兩人令助言候趣者……之由申渡候、此条兩人共々鑑基於御同心者可任御意之由被申事候、さて、御内意示給、一著之扱可申候……

〔史料 c〕（永禄年中カ）奈多鑑基書状（田染氏宛、大分六・永弘二四二七）

……仍古右・其方公事出来之由其間候、為如何題目候哉、於諸沙汰之儀者、松山陣之刻、両所江令助言成就候、于今再来無心元候、兎角鎮光・建栄之事、鑑基同心之方と申、第一御弓箭半候条、相互被失外間候条、此節御方角衆中被任指南無事之儀、被对 御国家御忠儀と可存候……

これらは「科人可成敗」（永弘文書三三九七）をめぐる古庄・田染二氏間の相論に係る多数の一件書類の一部であり、ここでも注意したいのは、その裁定方式についてである。要点は前記 a 同様に、

彼衆（衆中）申談、至兩人令助言、（b）

御方角衆中、被任指南、（c）

にあり、ここに「助言」といわれる調停方式が存在すること、その上級裁判権たる奈多氏の「裁判」（永弘文書三三九七、後述）が認められること、以上である。まず「助言」方式がたしかな法的性格と機能を具えるものであることは、

「助言」の内容として、科人成敗をめぐる男女以下人畜雑物牛馬の配分の方法が具体的に相論当事者双方に指示されていること（bおよび、永弘文書二四一八等）および「助言」により相論が落着していること（a・cなど）からも窺われよう。つぎに、「助言」の主体たる「衆中」の性格が問題であるが、この一件をめぐる、衆中について爰、元衆中（a）彼衆（b）御方角衆中（c）をはじめ「寄々加助言候」（永弘文書二四三〇）「各申合助言仕」（同二三九七）など、かならずしも一定しない雑多な漠然たる表現がみられることに留意しなければならぬ。これはおそらくは「衆中」の非組織的な性格にかかわるに相違なく、また爰、元、御方角の語は相論発生地域の指称かとみられるが、さらにこれを、

則對方角衆、無事之助言、肝要之通、申遣候間、定而不可有別儀候……猶年寄共可申候

という大友宗麟書状案（横岳氏宛、年未詳、佐賀六・横岳家文書一五二）とあわせ考えるなら、この「方角衆」は少なくとも大友氏執政機関たる「年寄」とはあきらかに別個の存在であり、総じて、大友氏権力機構のなかに位置する特定の下部組織であるという印象はきわめて薄いことになる。さらにこの点を奈多氏との関係で検討しよう。

從役可有成敗之通被申、則時（所脱之）兩方及破滅候之處（カ）、各申合助言仕、当日之儀差延候、此上者（奈多）鑑基様以御分別、至向後無異儀様、御裁判可目出候

という吉弘休円他四名連署書状案（奈多氏宛、年未詳、永弘文書三三九七）をみれば「各申合助言」よりも上位に奈多氏の「御裁判」が存在することは明白である。この段階で、吉弘氏が奈多氏の「御披官」（同二三九五）であり、相論當事者たる古庄・田染両氏（子息カ）また奈多氏と「或契約、或与力」（同二四一八）という関係にある以上、相論の解決が奈多氏の裁判に委ねられることはむしろ当然かと考えられ、いっぽう奈多氏が吉弘休円ら五名にあてて、

弥有熟談、無異儀被申合様、御方角衆中、御助言、專要第一者（同二四一八）

と要請しているをみれば、この方角衆中の助言とは単なる奈多氏権力の下部組織にすぎぬかのようである。しかしな

がら、衆中の助言によって示された裁定内容に対し、相論当事者が

兩人共々、鑑基於御同心者、可任御意（b）

と条件を付けているのは、衆中の助言が直ちに奈多氏の裁定そのものを意味しなかったこと、つまり衆中の助言は奈多氏の意志伝達機関ではなく、相対的に独自の機能を有していたことを示唆する。そして「助言成就」後の相論再発にさいしても奈多氏は「御方角衆中被任指南」（c）という方針を示して方角衆中にすべてを委ね、あえて強圧策を構じようとしもないのも、在地における助言の独自性を前提とした対応というべく、さらに、他ならぬこの奈多氏が到津氏と相論を起したさい、田原親賢らが「被止先訴、相（互カ）和談」を内容として「鑑基（奈多）寄々加助言」え、「申事江同意」を得ている（同二四三〇）事実も、この助言方式がより普遍的な領主間の相互性に立脚するものであることを推察させるものである。

これを要するに、披官・契約・与力等の一定の権力編成の進行が在地をふかく捉えるにいたっている大名領国制下においてなお、在地に「各申合助言仕」「彼衆申談……助言」「方角衆中御助言」「寄々加助言」と表現されるような在地領主衆中の相互的な助言方式が存在するという事実を、「国中成敗」「所衆談合」などとあわせて注視すべきであることを強調したのである。ただ、このような方式がほんらい在地的慣行に属するとすれば、その助言慣行が破綻を来し、より上級の裁判権に係属されたばあいにはじめて訴訟関係の一件書類として史料的に表面化するという事情は、旧稿でも「近所之義」について指摘したとおりで、在地の法の追究を進めるさいの致命的制約となり、さらにそれが、みぎの永祿中末期の事例のごとく、領国制の強化される戦国末期に近づくほど、反国法的な性格を察知することとはむずかしく、史料のほんらい的性格とあいまって、大名権力の下部組織的性格を濃厚に史料上に表現することになる。したがって、このような在地的法慣行の追究は、あらかじめ以上の制約をじゆうぶんに確認しつつ、注意ぶか

く進められなければならないであろう。

以下、では衆中による助言のほんらい的性格をいつたいどのように追究しうるかが問題であるが、まず、つぎの史料をみよ。b・cとの一件書類である。

〔史料d〕 永祿九 奈多鑑基書状案（吉弘・立石・古庄三氏宛、永弘文書二四一九）

就古庄石馬助方・田染少宮司方被申結題目、陣中已来相互落着之分候、重々各御助言尤候、彼両所、鑑基菊約之

儀と申、又者御方角之事候間、弥有入魂干要候、然者諸成敗立柄御状之儘可被相定候

この要点は、相論に対する「助言」の根拠づけが「彼両所（イ）鑑基菊約之儀と申（ロ）又者御方角之事候間、弥有入魂」という形で、（イ）（ロ）の二側面から示されていることにある。（イ）点についてはすでに「或契約・或与力」と

いう関係に注意し、そこに在地二領主間相論がついにはこの関係をつうじて奈多氏の裁判権に委ねられるに至る理由のあることを指摘した。これに対し、「御方角之事候間」という（ロ）点は、「助言」の主体が「御方角衆中」あるいは「方角衆」とよばれることとふかかかわるものであり、在地領主層相互間における「助言」とは、まさしく「御方角之事候間」を論拠として成立せるものではなからうかと推測させる。ここで、旧稿の「御近所之事、候とて、至于時之御、無余義候」（上杉・二三四）、「御、近所之義、候之間、万端可申、合覚悟候」（上杉・二八六）を想起するとしても、けつして唐突ではないであろう。そして、かつてそこに「近所」の論理を抽出した試みとおなじように、いまはこの「方角」の語に着目し、検討を加えることによって、「御方角衆御助言」つまり「方角」と「助言」とのあいだに成り立つよりほんらい的な関係とその在地的実態とをいくらかでも探りあてることができるのではないだろうか。以下、さしあたり九州地域の諸史料を中心に蒐集した「方角」の語数約九〇の用例を整理し、「方角」「方角之儀」「方角衆」の三例に大別して参考としたい。

まず、「方角」のもっとも普通の用法は、朝倉孝景条々（白石本三条）に「吉日を撰、方角をしらへ、時日をかす事口惜候」とあるような、方位方向の意をもつもので、これが基本となることはいうまでもなく、「下方角之公方様御領」（萩藩閩録二一、柳沢家）「至彼方角差遣人候」（大分十・入江四一・二六）「諸方角より申来事多々候」（上井覚兼日記中、一〇八頁）など、多くはこの用例である。しかし「其方角之一所之者共付置候……此方角之儀、日向高場と申城を取詰候」（閩録三二、赤川家）「当時御方角無異儀候哉」（相良家文書一四七五）「於方角可被申談之由候」（熊本四、五条一〇三）「為其實、於方角拾貫分」（大分二、乙咩文書三三）などになると、方位というよりは方面の意であり、しかも「方角御入魂之趣得其心候、爰元覚悟用口上候」（相良一四八〇）という対句にみられるように、其許（方面）の意が強く、「先々於方角御密々可然候」（佐賀六、横岳一七七）「方角様躰」（佐賀七・鶴田一〇〇）「必方角以闕地之内可申談候」（阿南荘史料九八、挾間賢四郎文書）「其許御向人此方申談、方角於才覚等者、まちくなき様」（鶴田一三八）など、とくに「方角」の語が単独に用いられるばあいには、（また「御方角」という敬称のばあいも）その傾向が顕著であり、「方角を請取、川内之分を当時申次候」といい、これを「方角申次」と称し、検地・配当・格護などを「申次役」の内容とする島津領の事例（上井覚兼日記・上）のように、地域呼称として特定の内容を帯びるにいたるばあいも稀ではない。

つぎに、方角の語をふくむ熟語としてもっとも用例の多い「方角之儀」をみよう。

- (A) 方角之儀候条、別而可被添御心事肝要候（大分十三・五四〇・真修寺一・二二）
- (B) 方角之儀候、被添心重々可被申候（同・一六・首藤一・三）
- (C) 方角之儀候条、相応之儀弥不可存心疎候（同・一六・永弘一・二五〇〇）
- (D) 御方角之儀候条、別而被添御心（熊本四、五条一・二七三）

(E) 御方角之儀_ニ付而、從親賢懇_ニ、被申候（佐賀六、横岳一—一〇）

(F) 方角之事_ニ候間、毎事頼存候（同、横岳一—一九）

このような何れも似通った文脈をもつ「方角之儀」の用例は、この語法が一定の意味をもつばあいの多いことを示唆するが、その特徴は、「方角之儀候条」が「添心」の趣旨をいわば添心的な形で伴っている点にある。この慣用語の意味を先の「方角」の語義とあわせ考えるならば、「其許の方面に関わる問題化である以上、助力あるべきは当然」という、「近所之義」の発想と論拠を一にする、含意が汲みとられ、「方角之事_ニ候間——助言」とは、まさしくこの「方角之儀候条——添心」と同一の、在地領主間における相互性の論理に支えられたものであると認めうるのである。戦国大名権力がこのような「方角」を把えたばあい、これはそのまま権力の基盤となるが、しかしその「方角」の組織化もこの在地的慣行に規制されて「方角之儀_ニ候条」を理由とする「添心」（助力）要請という形をとらざるをえず、相論裁定も「御方角衆中被任指南」「御方角衆中御助言」に委ねざるをえないというように、「方角」は権力の強制を制約するものとして作用したのである。

さいごに「方角衆」の例をみると、その表現は、たとえば「方角衆」（大分十三—四〇八・志賀一—一七）、（熊本四、五条一—九三）、「方角之衆」（佐賀六、横岳一—一〇）、「此方角衆」（同上、一一二）、「其方角衆」（同上、四九）、「方角寄之衆」（五条一—二八四）、「方角寄々衆」（大分一〇—一三七三、富来一—一七）、「方角之者共」（熊本二、志賀一—二六一）、「方角之倅者」（大分一一—三四〇・長野末夫一—二五）、「方角一所衆又ハ組中」（相良一—三〇五）など、定まらない漠たる表現が目立ち、高い組織性をもつものとして把えられている例に乏しい。このことから、多くはある地域の不特定数の在地領主群の一括呼称とみられるとともに、いっぽう、顕著な特徴として、

(G) 至方角衆中……被申談

(H) 此方角衆申談

(I) 方角一所衆又ハ組中能々以相談

(J) 方角之衆へも……添心可申之由

(K) 方角之忤者寄々衆頼申候て

など、方角衆と呼ばれるもの相互間における申談、相談、添心、助言など、方角之儀、相互之儀關係を成立させ、それに拘束され、それによつてルーズに結ばれた在地領主層の地域的結集の一形態としての性格を検出することができるのである。本章のはじめにのべた、衆中―申談―助言とは、まさしくこの「方角衆」による「方角之儀」にもとづく在地の法の発動であり、方角之儀・相互之儀・近所之義がほんらい的に権力の組織とは無縁の在地の論理であつたことは、ほぼ動かしがたい事柄といえるであらう。

慶長十五年、すでにその領主性を奪われて農業経営に専念する、竹下一向^{原利}が「末期申置条々事」(全一三カ条、大分十三、竹下文書一)の第一、二条で公役馳走・年貢皆済への心得を説き「衆中談合」を訓したのについて、第三、四条で、

一、不寄自他、公事等之儀、大形之事ハ内々にて相済、致公儀候ハぬやうに、可得其意事

一、方角衆と別而可申談事

と銘記しているのをみれば、「不寄自他」―「方角衆」の「内々にて相済」―「申談」という慣行は、まさしく在地的秩序として、地下に形成され維持され来たつたものであるという事情が如実に窺われるである。⁽²⁾

註

(1) 他にも永弘二四三二某書状案は「乍推参令助言候」といい、差出者は「衆」 と後欠であるが、これが「衆中」と推

測されうることは、永弘二四一一にみるとうりである。

(2) このような在地法圏をたとえば「国中成敗」のごとく、特定の在地法圏たらしめる条件としては、歴史的条件（旧来の行政単位、郡・郷・庄など）、社会的条件（族・同族制とそれのもつ排他性など）、自然的条件（地形・水系など）、経済的条件（流通・交通圏など）が考えられ、それらが法圏を急速には変化せしめない要因として作用する。さらに政治的にも大名権力との接触のなかで、「方角申次」のごとく一定の地域支配単位として固定される力が加えられ、大名が直臣団の派遣をもってその地域の直接的軍事的掌握を強行するばあいでも、その法圏ないし経済圏を破壊せずに（破壊しえず）、それに依拠し規制されつつ支配を展開せざるをえない。その事情については、かつて拙稿「上杉氏知行制の構造的特質」（『史学雑誌』六九—一二）、「大名領国の経済構造」（『日本経済史大系』中世）および「戦国法」の稿にも指摘したとおりである。

五、おわりに

—課題と展望—

以上の素朴な分析のなかで、こんごの課題として要約しうるものがあるとすれば、その一は、在地領主制の展開と「百姓」の去留自由の原則に關してであり、その二は、在地の独自の法秩序の戦国大名制における位置づけの問題である。いまの作業の段階では、これらについて確実な展望を示すことはとうてい不可能であるが、こんごに備えた一つの大まかな作業仮説として、若干の論点を記しておきたいと思う。

まず、鎌倉期をつうじて、少なくとも鎌倉幕府法では、一貫して堅持された「百姓」去留自由の原則が、室町期の在地領主層を拘束する法として、基本的には継承されており、農民の主体的行動の顕現する戦国期をつうじて、この「百姓」以下の農民逃亡が惹き起す在地領主内部、領主相互間矛盾の深刻化とともに、「百姓」緊縛は在地領主層の

いわば階級的な課題となる。「百姓」去留自由の原則の推移をこのように要約しようとすれば、小稿が分析の基礎視角として設定した、人返法をめぐる領主間協約の究明という課題は、中世的身分制社会にあっては、ほんらい「下人」「重代相伝」の論理以外に農民緊縛権をもたない在地領主階級が、領主支配の根本的課題たる農民緊縛法を、いかにして独自の論理として、体制的に創出しうるかという、中身分制下における在地領主の基本問題にふかかかわって行かざるをえないことになる。これは、戦国期における在地法的諸関係の検証を当面の関心とする小稿にとつて、あまりに過大な問題であるため、以下は論点を「百姓」緊縛への領主的対応の若干の特徴を摘記することに限定したい。

すなわち、(一)在地領主層は幕府法(人返法)に依拠しつつ相互連契を強め、この法をみずからの法として確認しあい、在地の法として据え返すなかで、人返法の相互主義を確立してゆく。周知のごとき室町幕府法における関係条項の欠如は、このいわば法の深化とふかい内的連関性をもつではなからうか。(二)しかも在地領主層は、この幕府法の規定に、あらたに恣意的制約条項を付加することによって、自由原則の規制強化への指向をあらわす。その時期たる南北朝末室町前期は、ひとつの注目すべき段階であるといえるのではなからうか。(三)戦国期をつうじて(一)(二)の傾向のさらなる強化がはかれるが、同時にその破綻、矛盾による上級権力への調停機能の集中付託の動向も顕現し、「相互之儀」の「国法」化へのみちも察知される。しかし、総じて在地領主階級は、統一政権創出にいたるまで、ついに「百姓」緊縛ないし農民の土地緊縛法を体制的に確立しえないのである。人返法をめぐつて強化される戦国大名法、「国法」における在地領主法と守護系の法との相互関係をいかに具体的に解明しうるか。これについては、なお直接の緒を見出だすに至らなかつたが、角度をかえて、つぎに若干の視点を求めてみよう。

さて、そこで問題は在地法圏の戦国大名制における構造的な位置づけについてである。論点は、近所之儀・相互之

儀・方角之儀あるいは「助言」「所衆談合」「國中成敗」等を通じて検出しうる、在地法圏が大名領国の内外を問わずかなり広汎に存在するという事実をどう評価すべきかにかかわる。つまり、このように遍在する在地法圏をその内に包含する戦国大名制とは何かという問題である。

在地法圏成立の基本的な契機の一つは、前項に指摘したとおり、領主・農民間矛盾の一表現たる農民逃亡と、その惹き起す領主相互間矛盾の解決をめざす在地領主層の共同体制の形成にあり、連帶的相互性をその特徴とする。それと大名権力とのほんらい的な連関は、戦国期におよぶ農民逃亡の激化が在地法圏に与える動揺・分裂の危機への対応として、在地領主層がその相互性に基く在地法圏維持のための調停機能を、被官契約等の関係を媒介として、上級・大名権力に委託するにいたるところに成立する。これをごくつきつめていえば、在地法圏に相互性の維持されるかぎり、これと大名権力との接触はなく、その破綻が生じてはじめて大名裁判（調停）権が発動されると考えられ、このことからみて、戦国大名を戦国大名たらしめている基本的特質の一つは、個別的在地法圏の集合の上に存在する調停権力という点にあるとすることができるのではないだろうか。

永祿九年、戦国大名大友氏の一重臣奈多鑑基が、在地領主間の相論に介入したさいに示した、「鑑基菊約之儀」と申又者、御方角之事候間（史料d）という発想はその明証といふべく、権力の在地干与は、「鑑基菊約之儀」つまり大名権力につながる、被官・契約関係などタテの権力編成によりつつ行なわれるとともに、むしろもうひとつの「御方角之事」つまり近所之儀・相互之儀・方角之儀など、いわばヨコの在地法的秩序をよりどころとして進められているのであって、戦国大名の権力編成がタテの主従関係と在地におけるヨコの相互関係を経緯として成立することの直截的表現に他ならない。だが、そのことは、戦国大名権力が主従編成のほんらい内包する個別性・求心性と、在地法圏の特徴たる相互連契性・非求心性とを包みこんで、その二重の規定性をうけて成立したことを意味し、個別性と相互

連契性、求心性と非求心性の交錯と矛盾の展開が、戦国大名の権力編成の特質を形づくるのである。

戦国大名研究においてしばしば指摘される、大名権力に対する給人（在地領主）の相対的独自性の強さとは、個々の給人と大名との個別的な力関係の強弱に由来する特殊事情ではなく、まさに在地連契性・非求心性を特質とする在地法圏の独自性を前提として成立せる戦国大名制の固有の特質といふべきではあるまいか。しかも在地からの権限委託とは同時に大名の権力意志への制約を意味することを考えあわせる必要があるが、先の奈多氏が「助言」の破綻を知りながら、なお「御方角衆中被任指南」という在地方式をとらざるをえなかったことを想起したのである。

以上、在地法の構想はいぜんとして試論の域を出ない。何よりも挙例が適切であったかどうか、厳しいご批判をいただかなければならないし、さらに在地法圏の内部構造やその変質過程についても具体的な追究が必要である。中世農民を「百姓」「下人」という限定つきで、しかも身分制的にしか取りあげられなかった欠陥をふくめて、すべてこの課題としなければならぬ。

（一九六八・八・十八）

付記 小稿は昭和四十二年度文部省科学研究（各個研究）助成にたいする研究報告の一部である。